相続登記はお済みですか？

不動産の所有者が死亡した場合に登記名義（所有者）を変更するためには、法務局への相続登記の申請が必要です。

相続登記をしないと…こんな問題が！

・土地を売ってくれと言われたけど、売買による所有権移転登記ができない。
・融資を受けたいけど、登記簿が先祖名義になっているため、手続ができない。
・第２次相続、第３次相続が発生して、連絡が取れない法定相続人がいる。
・空き家の所有者との交渉ができない。
・災害復旧のための工事をしたいが、所有者との連絡が取れない。

■司法書士への依頼

▼ 相続登記の専門家（司法書士）に依頼することができます。

【鹿児島県司法書士会】
☎ 099（256）0335

■不動産登記申請手続

▶ 手続の詳細については、法務局のホームページをご覧ください。

■登録免許税の免税措置
登記申請に必要な登録免許税（税金）が免除される場合があります。
詳細については、ホームページをご覧頂くか、お問い合わせください。

登記申請手続について、法務局にお問合せされる場合は事前に予約が必要です。

お問い合わせ先　鹿児島地方法務局　鹿屋支局　☎ 0994（43）6790

犬を飼われている皆様へ

犬の飼い主には、狂犬病予防法で生後 90 日を超えた全ての犬を登録し、毎年１回の予防注射を受けさせることが義務付けられています。登録や予防注射を行わないと 20 万円以下の罰金が科せられる場合があります。
未接種の犬は、必ず動物病院で狂犬病予防注射を受けてください。

◎令和３年度の狂犬病予防集合注射について

毎年、春・秋に公民館等で実施している狂犬病予防集合注射は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、昨年に引き続き 11 月頃の実施を予定しております。

※登録している犬が死亡、譲渡等により、既に飼っていない場合は届出が必要です。

◇肝付町が委託している動物病院

動物病院名	住　所	電話番号
有元家畜診療サービス	前田 3526 番地 9	0994(68)8005
中村動物病院	前田 4093 番地 2	0994(65)9141
城戸内獣医師	波見 3177 番地	0994(65)6633
中原キャトルクリニック	前田 4055 番地 5	0994(65)2767

お問い合わせ先　肝付町役場　住民課　☎ 0994(65)8411

【注射に必要なもの】
・注射料　3,400 円（1 頭）
・登録料　3,000 円（1 頭）
※登録料については未登録の場合のみ必要です。

マイナンバー申請・更新・交付（受取）のため休日窓口を開設します

期　間	9 月 25 日（土）
時　間	9 時～ 12 時、13 時～ 17 時
場　所	肝付町役場本庁

お問い合わせ先
肝付町役場　住民課　☎ 0994(65)8411

身分証としても使えます